

平成30年 **8** 月から

70歳以上の方の「高額療養費等」が 一部変更になります

◆「高額療養費」とは

皆さんが健康保険で医療を受けるとき、医療費として医療機関等で支払うことになる額は実際にかかった医療費の原則3割だけ、残りは健康保険組合が負担しています。さらに一定の自己負担額（自己負担限度額）を超えた場合には、支払額が家計にとって過重な負担とならないように、健康保険組合から払い戻しが行なわれることになります。これが「高額療養費」です。

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1か月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の方は70歳未満の方より低く設定されています。しかし負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年8月からは、

- ・「現役並み所得」の区分については、3段階に細分化したうえ、IIとIIIの所得区分の自己負担限度額を従来よりも引き上げ
- ・「一般区分」については、外来の自己負担限度額を引き上げ

以上の2点について、下表のように引き上げられます。

[平成30年7月診療分まで]

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み 標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>
一般 標準報酬月額 26万円以下	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得	II 住民税 非課税	24,600円
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	15,000円

細分化
引き上げ

引き上げ

[平成30年8月診療分から]

区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み III 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>	
現役並み II 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>	
現役並み I 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円>	
一般 標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得	II 住民税 非課税	24,600円
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

※1 〈 〉 は「直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額」です。

※2 高額療養費の対象となる世帯に「70~74歳の方」と「70歳未満の方」が混在している場合は、①まず70~74歳の方の自己負担額に70歳以上の自己負担限度額を適用した後、②残った負担額と70歳未満の方の自己負担額を合わせた額に70歳未満の自己負担限度額を適用します。

※3 従来、70~74歳の方は医療機関の窓口で「健康保険証」に「高齢受給者証」を添えて提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までに抑えることができました(70歳未満の方は「限度額適用認定証」を提示)。今回の改定では、3つに細分化された「現役並み」の区分のIとIIに属する方(標準報酬月額が28万円以上79万円以下の方)は窓口支払い時に「限度額適用認定証」を提示すると、区分に応じた自己負担限度額までの支払いですみます。

◆限度額適用認定証を必要とされる方は、当組合に「限度額適用認定申請書」をご提出ください。